平成２１年（フ）第１８１号
福島県二本松市岳温泉１丁目８番地
破産者　株式会社ホテル安達屋
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１７号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上762番地
破産者　株式会社楽山荘
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４５号
神奈川県海老名市社家3464番地の３
破産者　株式会社コヤマ商事
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３号
愛知県北名古屋市徳重生田５番地　そよご荘Ｃ―202
破産者　太田　重文
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４号
岐阜市長森本町１丁目27番12号
破産者　大塚　恵己
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３９号
岐阜県各務原市前渡西町10丁目16番１、２、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市豊川町仁保通り79番地１
破産者　株式会社コート
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９０号
岐阜市茜部中島２丁目17番地　ファミール茜部207号室
破産者　藤田　晴子
法定代理人成年後見人　藤田　道子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
静岡市駿河区谷田43番11―303号
破産者　有限会社アイエイチエム
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３号
島根県大田市仁摩町仁万530番地２、商業登記簿上の住所島根県大田市仁摩町仁万531番地２
破産者　有限会社五島工業
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第７７５号
大分市畑中303　大分刑務所収容中、外国人登録原票記載の居住地福岡市東区香椎１丁目５番３―101号　ペルル香椎参道
破産者　山本浩二こと　金　　広浩
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４６５号
静岡県焼津市藤守278番地の２、旧住所静岡県藤枝市小石川町３丁目２番30号
破産者　小澤　召秀
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０９２号
福岡県古賀市新原883番地３
破産者　智原　正明
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７１号
福岡市南区柳河内２丁目６番45号
破産者　篠原　福三
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７５６号
茨城県水戸市元吉田町2846番地の７
破産者　吉井　英治
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９２号
茨城県常陸太田市大菅町52番地
破産者　大和テックこと　小室　芳文
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０２号
仙台市宮城野区新田東２丁目７番地の２　ナイスグランソレイユ小鶴新田1504、従前の住所宮城県白石市大鷹沢三沢字市道44番地52
破産者　重田　武夫
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
宮城県亘理郡亘理町字桜小路38番地　桜コーポＡ棟東
破産者　齋藤健二郎
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５３号
名古屋市北区福徳町字孫六944番地の11
破産者　Ｄ―ＷＯＲＬＤこと　中島　哲二
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２１号
名古屋市中村区寿町３番地
破産者　後藤　辰雄
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部